報道資料

平成30年3月26日 消費・生活安全課 食品安全推進係 担当:本岡、桝谷 内線:3182、3185

タ イヤルイン 27-8681

食中毒事件の発生について ~カンピロバクターによる食中毒~

平成30年3月22日(木)午後12時30分頃に、桜井市内の医療機関から「3月17日(土)に飲食店を利用し食中毒様症状を発症した者を複数診察した」旨の連絡が中和保健所にありました。

同保健所が調査したところ、3月17日(土)午後8時から1グループ24名が桜井市内の飲食店を利用し、3月19日(月)午前7時を初発として17名が下痢、腹痛、発熱等の食中毒様症状を呈し、うち9名が医療機関を受診していることが判明しました。

調査の結果、有症者の共通食は当該施設が提供した食事以外にないこと、有症者のふん便からカンピロバクターを検出したこと、有症者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、同保健所は当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と断定し、3日間(3月26日(月)から28日(水)まで)の営業停止を命じました。

なお、入院患者及び重症者はおりません。

発 生 日 時	平成30年3月19日(月) 午前7時 ~
有症者関係	有症者数: 17名 男 性: 17名(15歳~18歳) 女 性: 0名 受診者: 9名
主症状	有症者(17名)の状況 下 痢:17名(2~10回以上) 腹痛:14名 発 熱:14名(38.0~40.0℃) 頭痛:12名 ※症状の重複を含む
原因施設	所在地: 名 称: 営業者: 業 種:
原因食品	3月17日(土)に提供された食事(未加熱の鶏肉が含まれます。)
病 因 物 質	カンピロバクター
検査関係	有 症 者 の ふ ん 便 : 9 名 (8 名からカンピロバクターを検出、 1 名は検査中) 調理従事者のふん便: 1 名(検査中) 施 設 の 拭 き 取 り : 3 検体(食中毒菌不検出)
措置等	行政処分:3月26日(月)から28日(水)まで3日間の営業停止 指導事項:提供されたメニューの中に未加熱の鶏肉が含まれていたことから、未加 熱の状態での提供の中止 施設及び調理器具の洗浄・消毒、食品の衛生的な取扱い 食品等の調理・保管管理の徹底、調理従事者の衛生管理の徹底 調理従事者に対する衛生教育

◎メニュー

	. –	_	_	鶏の刺身(肝・ムネ肉)、鶏の天ぷら、焼きうどん、あんかけ丼、だし巻玉子、 白身魚のフライ、ソーセージ
/ –			白身魚のフライ、ソーセージ	

◎有症者の発生状況

年齢	~9歳	~19歳	~29歳	~39歳	~49歳	~59歳	~69歳	~79歳	~89歳	合計
男性	()	17(9)	()	()	()	()	()	()	()	17(9)
女性	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	17(9)	()	()	()	()	()	()	()	17(9)

()受診者 再掲

住所別

桜井市:17名

参考

食中毒発生状況 (奈良市を含む)

本年度(本件を含まず)件数: 7件 有症者数:132名昨年同時期件数: 9件 有症者数:75名昨年度合計: 9件 有症者数:75名

★報道機関の皆様へ★

カンピロバクター食中毒を防ぐため、県民の皆様への下記事項の情報提供・啓発にご協力お願いします。

カンピロバクターによる食中毒について

<予防のポイント>

食肉、食鳥肉の生食を避けましょう。 調理するときは、中心部まで十分に加熱しましょう。 生肉を扱った後は、手指及び器具の洗浄と消毒を行いましょう。

- <特徴>・家畜、家禽類の腸管内に生息し、食肉(特に鶏肉)、臓器や飲料水を汚染する。
 - ・乾燥にきわめて弱く、また、通常の加熱料理で死滅する。
- <症状>・潜伏期間は1~7日と長い。腹痛、下痢、発熱、倦怠感、頭痛、吐き気、血便等。 少ない菌量でも発生。
 - ・感染してから数週間後に「ギラン・バレー症候群[※]」を発症することもある。 ※ギラン・バレー症候群:手足の麻痺、顔面神経麻痺、呼吸困難等を起こす。
- <過去の原因食品>・食肉(特に鶏肉)、飲料水、生野菜、牛乳など。
 - ・潜伏期間が長いので、判明しないことも多い。
- <対策>・調理器具を熱湯消毒し、よく乾燥させる。
 - ・肉と他の食品との接触を防ぐ。
 - ・冷蔵庫内での二次汚染を防止するため、 ビニール袋や容器に入れて、他の食品を 汚染しない。
 - ・食肉は、十分な加熱 (75℃以上、1分 以上) を行う。
 - ・生肉を取り分ける箸やトングを用意し、 食べる箸で生肉には触れない。



電子顕微鏡写真。細長いらせん状のらせん菌。 <食品安全委員会事務局 資料>